

証券コード 4274
令和4年6月8日

株 主 各 位

東京都あきる野市菅生1847番地
細谷火工株式会社
代表取締役社長 細谷 穰 志

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在のウイルス感染拡大の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都あきる野市菅生1847番地
当社 技術開発センター会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第71期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知添付書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.hosoya-pyro.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が長期化したことで経済活動が制限され、景気は停滞感を濃くしました。更に原油を中心としたエネルギー価格の上昇、部品・原材料不足の深刻化など、依然として厳しい経営環境が継続しております。

このような環境のもと、当社は火工品事業の収益力向上に向け、営業力の強化を進めてまいりました。不安定な国際情勢の中、原材料の供給網は混乱し価格の高騰が続きましたが、適切な販売価格への転嫁に努めたことや、防衛省向け製品の受注数量が増加したことなどで、前期と比べ増収となりました。

損益面では、作業環境改善を目的とした設備投資や従業員の処遇改善を進めたことにより固定費が増加し、前期と比べ減益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,794百万円（前期比15.2%増）、営業利益181百万円（同8.3%減）、経常利益187百万円（同6.9%減）、当期純利益126百万円（同11.7%減）となりました。

事業別の販売状況は、次のとおりであります。

(火工品事業) 当事業年度の売上高は1,624百万円（前期比16.8%増）となりました。主力の防衛省向け製品では主に訓練用火工品の受注数量が想定以上に増加いたしました。また、原材料や輸送費の高騰はあったものの、販売価格の適正な見直しを図ったことなどで増収となりました。

損益面では、生産現場の効率化及び省力化により収益性は向上いたしました。専門性の高い人材を確保し、従業員の意欲を高めるための投資として処遇改善を継続していることなどで、減益となりました。この結果セグメント利益は104百万円（同9.0%減）となりました。

(賃貸事業) 当事業年度の売上高は169百万円（前期比1.4%増）となりました。賃貸料の見直しや新たな契約があり、セグメント利益は120百万円（同2.3%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は62百万円で、その主なものは火工品事業で使用する製造設備及び検査機器等43百万円、構築物や施設の整備19百万円などであります。

3. 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、自己資金及び一部借入金により調達しております。

4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 平成30年度	第 69 期 令和元年度	第 70 期 令和2年度	第 71 期 令和3年度
売 上 高(百万円)	1,649	1,549	1,557	1,794
経 常 利 益(百万円)	190	171	201	187
当 期 純 利 益(百万円)	135	114	143	126
1株当たり当期純利益 (円)	33.93	28.54	35.81	31.63
総 資 産(百万円)	3,730	3,766	4,108	4,219
純 資 産(百万円)	2,412	2,482	2,726	2,793
1株当たり純資産額 (円)	602.66	620.33	681.23	697.84

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中平均株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

2. 「1株当たり純資産額」は、純資産を期末発行済株式総数（自己株式控除後）で除して算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

当社は、事業環境の変化に対応し持続的な成長を実現させるため、収益力の強化と経営基盤の安定化を目指しております。この実現に向けた事業展開において、次の事項を主要な課題としております。

(1) 研究・開発の強化

当社は、既存製品の開発及び製造で培った技術と経験を基に、基礎研究・応用研究共に充実させ、独自技術を用いた火工品開発を推進し、更なる防衛及び航空宇宙分野への展開を図ります。

また、火工品事業に次ぐ第二の柱として進めている化成品事業においても、これまで蓄積した独自の技術を基に、関連企業や研究機関と連携して研究・開発を進め、製品の量産化に向けた生産体制の確立を継続してまいります。

(2) 賃貸事業の強化

主力である火工品事業及び新規事業への投資を支えるため、新たな収益物件の購入も視野に入れながら、賃貸業務の効率的な運用を目指した関連施設の再整備を、中長期的視点をもって実施してまいります。

(3) 自動化及び効率化の推進

本社のある菅生工場及び化成品事業の拠点となる草花工場の既存設備は、製造する製品の性質上更新が容易ではなく、老朽化や非効率化などの課題を有しておりました。しかしながら、安全な作業環境と生産効率の向上を両立させ、さらに製品の高付加価値化を目指すためには自動化や省人化並びにシステム化などが必要不可欠であると考え、整備を進めてまいりました。今後、高エネルギー物質に対する法令や規制を遵守し、新技術に対応した施設・設備の整備を継続すると共に、保安環境並びに労働衛生環境のさらなる向上のための設備投資についても注力してまいります。

(4) 人的基盤の強化

企業の持続的な成長には、人材の確保と共に従業員がスキルや意識を高めるための環境づくりが重要であると考えております。大学や各関連団体からの情報を収集し、当社に必要な人材を計画的に確保すると共に、常に働く環境を改善し、個々の能力を最大限に引き出す仕組みを整え体系化していくことで、組織の活性化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 主要な事業内容

当社は火工品並びに液体化成品の製造・販売などの火工品事業と貸店舗等の賃貸事業を営んでおります。

主な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
火 工 品 事 業	救命胴衣用自動膨張装置、信号筒救難用、発煙筒信管付、照明筒発射式、信号発煙筒類、無公害発煙筒、発煙ゴルフボール、耐水圧発煙筒、落下衝撃吸収用エアバッグ等の火工品、使用済核燃料再処理剤、安全性評価試験請負、火薬類燃焼処分
賃 貸 事 業	商業店舗、試験施設、火薬庫

8. 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	東京都あきる野市
草 花 工 場	同上
東 京 営 業 所	東京都新宿区

9. 従業員の状況

従 業 員 数	対前期比増減 (△)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
86名	△2名	46.3歳	7.8年

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300百万円
西 武 信 用 金 庫	258
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,064,000株
2. 発行済株式の総数 4,032,000株
(うち、自己株式数 29,466株)
3. 株主数 2,692名
4. 上位10名の株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
一般社団法人日本文化伝承会館	528	13.2
細谷火工共栄会	283	7.1
志村実	175	4.4
細谷亮旗	170	4.2
西武信用金庫	170	4.2
ナス物産株式会社	137	3.4
芹澤圭二	117	2.9
日油株式会社	100	2.5
株式会社りそな銀行	95	2.4
三井住友海上火災保険株式会社	95	2.4

(注) 持株比率は、自己株式 (29,466株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 谷 穰 志	
取 締 役	古 山 雄 一	
取 締 役	豊 田 肇	
取 締 役	細 谷 亮 旗	株式会社ホソヤエンタープライズ 社外取締役
取 締 役	佐 藤 誠	佐藤誠公認会計士・税理士事務所 所長 あすなる監査法人 代表社員 株式会社アイティフォー 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	田 中 澄 夫	
監 査 役	志 村 実	志村電設株式会社 代表取締役社長
監 査 役	安 藤 隆 允	安藤公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 佐藤誠氏は、社外取締役であります。
2. 志村実、安藤隆允の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役志村実氏は、従前より当社の監査役として監査業務経験が豊富であり、企業経営者としての経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役安藤隆允氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役佐藤誠氏及び社外監査役安藤隆允氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範

困は社内取締役及び社内監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である取締役及び監査役がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年1月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬（固定額の金銭報酬）に関する、取締役の個人別報酬等の額又は算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、企業規模、他社の支給状況及び従業員賃金の水準を考慮し、個人の役位・職責・役割の範囲等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とする。

②取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬等にかかる業績指標の内容及び金額（算定方法）の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、業績に連動としない固定報酬とする。

③取締役の個人別報酬等のうち、非金銭報酬等について、その内容及び金額（算定方法）の決定方針

当社の取締役基本報酬は、金銭のみとし、非金銭報酬等は該当しない。

④取締役の個人別報酬等の基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針

②項、③項により、特段方針は定めず。

⑤取締役の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

当社の個人別報酬は、定時株主総会終了月の翌月から、定額の月例固定報酬とする。

⑥取締役の個人別報酬等の内容の決定について、取締役や第三者へ委任することに関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによる。

⑦取締役の個人別報酬等の内容の決定方法（取締役や第三者への委任に関する事項以外）

⑥項により、該当しない。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長細谷穰志に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の⑥項によるものです。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	
取 締 役	68,528	60,376	8,152	5
(うち社外取締役)	(2,700)	(2,700)	(—)	(1)
監 査 役	9,225	8,933	291	3
(うち社外監査役)	(2,970)	(2,970)	(—)	(2)
合 計	77,753	69,309	8,443	8
(うち社外役員)	(5,670)	(5,670)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬額につきましては、平成28年6月24日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役1名）です。

3. 監査役の報酬額につきましては、平成9年6月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

IV 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- (1) 取締役佐藤誠氏は、佐藤誠公認会計士・税理士事務所の所長、あすなる監査法人の代表社員及び株式会社アイティフォーの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- (2) 監査役志村実氏は、志村電設株式会社の代表取締役社長であります。志村電設株式会社と当社との間には電気設備工事発注等の取引関係がありますが、年間取引額は僅少であります。
- (3) 監査役安藤隆允氏は、安藤公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 佐藤 誠	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、13回に出席いたしました。 取締役会において公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって発言を行っております。
社外監査役 志村 実	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査役会7回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
社外監査役 安藤隆允	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査役会7回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名

公認会計士	江	畑	幸	雄
公認会計士	赤	須	克	己
公認会計士	黒	須		裕

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

公認会計士	江	畑	幸	雄	3,000千円
公認会計士	赤	須	克	己	4,454千円
公認会計士	黒	須		裕	3,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を勘案して必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針について次の通り決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令及び定款等の遵守を目的として「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、取締役が率先垂範すると共に使用人全員に対して教育・研修により周知徹底を図る。
 - ② 法令違反等の行為又は事実を識別した場合には、速やかに取締役会及び監査役会に報告すると共に、法令違反等の未然防止、早期発見と早期解決のために「内部通報制度規程」を制定して問題点の指摘と改善策を講じる。
 - ③ 内部統制評価の計画に基づき、内部統制評価グループはコンプライアンスの状況を定期的に監査する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会の職務に係る情報・帳票類等（電磁的記録を含む。以下に同じ。）については、「文書管理規程」及び法令に基づき適正に作成、保存及び管理し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
 - ② 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「ITシステム管理規程」に則した管理体制でセキュリティの確保を図ると共に、継続的にその改善を図る。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定めた「経営危機管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。
 - ② 各部門は、それぞれの部門に発生する可能性のあるリスクの把握に努め、内部統制評価グループは、リスク管理体制の有効性について監査を実施する。
 - ③ 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合には、直ちに対策本部を招集し、迅速な対応を行うことにより、損失・被害を最小限にとどめる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
 - ② 取締役会は原則月1回開催し、経営上の重要な事項は取締役会において決定される。また、取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、取締役は、その目標達成のため担当する各部門に周知徹底すると共に、業務運営を容易にするため指揮し統括管理する。
 - ③ 原則月1回開催される常勤役員会において、職務を執行する取締役及び執行役員は、職務の執行に関して十分な審議を行い、目標達成のための進捗を管理する。
- (5) 監査役による監査の実効性を確保する体制
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要と判断した場合監査役の補助使用人を任命することができる。
また、その人員の異動、評価等の人事事項に関しては監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
 - ② 取締役及び使用人は法令に基づく事項の他、監査役の求める事項について速やかに対応し、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した時は、法令に従い直ちに監査役に伝達する。
 - ③ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行が適切か否かを判断して手続きを行うものとする。
 - ④ 監査役と取締役及び会計監査人とは、それぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査役から業務執行に関する事項について質問等があった時は、速やかに適切な対応を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りとなります。

(1) コンプライアンスについて

内部統制評価グループは内部監査を実施すると共に、関係部署と連携して金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行い、適宜取締役会への報告を行っております。

また、法令及び社内諸規程遵守のために、継続的な社内教育を実施しております。

(2) 取締役、監査役の職務の執行について

当事業年度は取締役会を17回開催し、業務執行に関する重要事項を決定しております。これらの会議には監査役も出席しております。

監査役は重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認しております。また、取締役、会計監査人と情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の創業から100年以上受け継がれている確固たる経営理念、日本企業としての存在価値及び当社のステークホルダーとの信頼関係を重視し、当社の企業価値を高めるものでなければならないと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、より良い製品をユーザーに提供し、顧客の満足を得て利益確保を目指すことで、株主の皆様へ長期的且つ安定的な配当ができるよう、年1回期末配当を行う方針であります。当事業年度の剰余金につきましては、継続的な安定配当の基本方針及び当期の業績を勘案して、1株当たり8円としております。

配当の決定機関は、株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額、株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<2,037,737>	流動負債	<904,482>
現金及び預金	1,191,323	買掛金	107,092
受取手形	572	短期借入金	500,000
電子記録債権	9,051	1年内返済予定の長期借入金	11,004
売掛金	285,855	リース債務	13,444
商品及び製品	36,381	未払金	20,278
仕掛品	217,685	未払費用	85,040
原材料及び貯蔵品	287,874	未払法人税等	46,901
前払費用	5,998	未払消費税等	37,374
未収入金	416	前受金	14,478
その他	2,578	預り金	20,796
		賞与引当金	47,426
固定資産	<2,182,200>	その他	645
有形固定資産	<1,753,853>	固定負債	<522,336>
建物	282,081	長期借入金	247,557
構築物	76,532	長期リース債務	21,282
機械装置	24,770	退職給付引当金	56,227
車両運搬具	576	役員退職慰労引当金	85,023
工具器具及び備品	31,472	製品保証引当金	2,339
土地	1,321,680	長期預り保証金	55,139
リース資産	6,367	長期預り金	8,249
建設仮勘定	10,371	繰延税金負債	37,083
無形固定資産	<33,277>	資産除去債務	9,434
リース資産	28,732	負債合計	1,426,819
その他	4,544	(純資産の部)	
投資その他の資産	<395,069>	株主資本	<2,560,126>
投資有価証券	391,024	資本金	<201,600>
出資金	3,125	資本剰余金	<18,121>
差入保証金	920	資本準備金	18,121
		利益剰余金	<2,355,095>
資産合計	4,219,937	利益準備金	50,400
		その他利益剰余金	2,304,695
		別途積立金	1,350,000
		繰越利益剰余金	954,695
		自己株式	<△14,690>
		評価・換算差額等	<232,991>
		その他有価証券評価差額金	<232,991>
		純資産合計	2,793,118
		負債・純資産合計	4,219,937

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(令和 3 年 4 月 1 日から)
(令和 4 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,794,254
売上原価	1,269,720
売上総利益	524,533
販売費及び一般管理費	343,023
営業利益	181,510
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	6,557
雑収入	2,760
営業外費用	
支払利息	3,429
雑損	285
経常利益	187,114
特別利益	
固定資産売却益	181
特別損失	
固定資産除却損	66
税引前当期純利益	187,229
法人税等	65,620
法人税等調整額	△5,002
当期純利益	126,612

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月9日

細谷火工株式会社
取締役会 御中

江畑公認会計士事務所

東京都千代田区

公認会計士 江 畑 幸 雄 ㊞

公認会計士赤須会計事務所

東京都千代田区

公認会計士 赤 須 克 己 ㊞

黒須公認会計士事務所

東京都豊島区

公認会計士 黒 須 裕 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、細谷火工株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査計画に基づいた監査を実施し、監査状況及び結果については各監査役の報告を基に審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成いたしました。また、会計監査人から会計監査人の監査報告書を受領しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況の監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 江畑公認会計士事務所 公認会計士江畑幸雄、公認会計士赤須会計事務所 公認会計士赤須克己及び黒須公認会計士事務所 公認会計士黒須 裕の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月11日

細谷火工株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 澄 夫 ⑩

社外監査役 志 村 実 ⑩

社外監査役 安 藤 隆 允 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えるための資金を留保するとともに、今期の業績を踏まえ、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式1株につき8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は32,020,272円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月24日（金曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3.本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新設)	

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役田中澄夫氏及び安藤隆允氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

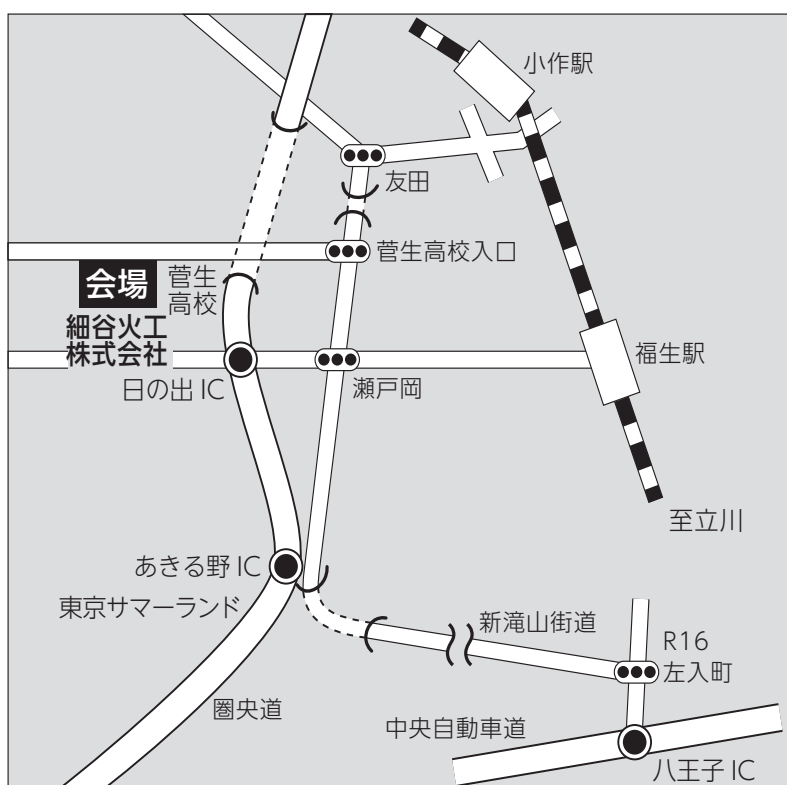
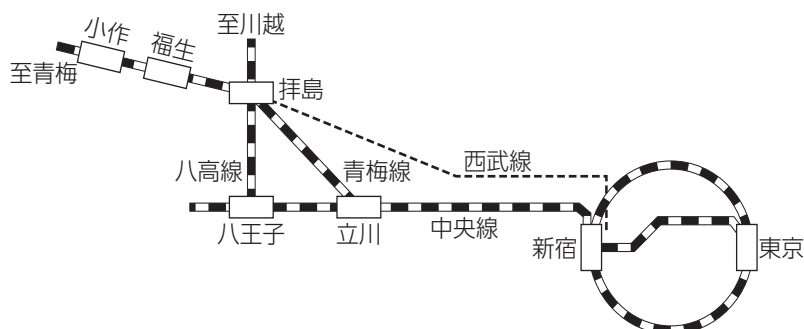
候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	たなか すみお 夫 田中澄夫 (昭和33年7月16日生)	昭和52年 3月 当社入社 平成20年 4月 当社資材部長 平成21年 4月 当社生産管理部長 平成27年11月 当社総務部長 平成30年 4月 当社社長付 平成30年 6月 当社常勤監査役(現任)	2,200株
2	あん どう たか みつ 安藤隆允 (昭和19年9月15日生)	昭和51年11月 防衛庁調達実施本部入庁 (現防衛装備庁) 平成15年 8月 防衛庁退官 平成15年 8月 公認会計士開業登録 安藤公認会計士事務所 所長(現任) 平成17年 9月 税理士開業登録 平成22年 6月 当社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1.各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.田中澄夫氏は火薬事業に精通しており、高い見識と幅広い経験を有することから、当社の監査役に適任であると判断し、引続き選任をお願いするものであります。
- 3.田中澄夫氏の当社常勤監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 4.当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。田中澄夫氏が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5.安藤隆允氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。なお、当社は安藤隆允氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引続き独立役員となる予定であります。安藤隆允氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、その経歴を通じて培った豊富な経験と公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、引続き選任をお願いするものであります。

- 6.安藤隆允氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
- 7.当社は、安藤隆允氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内



—交通のご案内—

●公共交通機関をご利用の場合

JR青梅線小作駅 西東京バス「東海大菅生高校」下車、徒歩約5分

タクシー約25分

JR青梅線福生駅 タクシー約25分

●お車をご利用の場合

圏央道日の出ICより国道411号（滝山街道）の青梅方面に入り、菅生高校入口信号左折、東海大菅生高校通過後150m程です。約10分

工場見学会開催のご案内

株主総会終了後、ご希望の株主様を対象に工場見学会を開催の予定です。